

東日本大震災復興緊急保証の概要①

- ・直接被害を受けた中小企業者に加えて、全国的な震災被害対策として、3階建ての信用保証枠を用意。
- ・一般保証とは別枠で、セーフティネット保証、災害関係保証とあわせて、無担保1億6千万円、最大5億6千万円まで利用が可能。

●東日本大震災復興緊急保証（法律により新設）

- ①対象：震災被害により、経営に支障を来している次の中小企業者等
- ア. 特定被災区域内(*)で今般の地震・津波等により直接又は間接被害を受けた方
 - イ. 原発事故に係る警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域内の方
 - ウ. 特定被災区域外で特定被災区域内の事業者との取引関係により被害を受けた方
等

※ 特定被災区域：東日本財特法第2条第3項に規定する区域（岩手県、宮城県、福島県の全域、青森県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県の一部の市町村）

- ②保証割合：融資額の100%

別枠

●災害関係保証

- ①対象：・今般の地震・津波等により直接の被害を受けた中小企業者等
・原発事故に係る警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域内の中小企業者等

- ②保証割合：融資額の100%

●セーフティネット保証(5号)

- ①対象：業況が悪化している中小企業者（平成23年度上半期は、原則全業種（82業種）。）

- ②保証割合：融資額の100%

別枠

●一般保証

- ①対象：（すべての）中小企業者

- ②保証割合：融資額の80%

セーフティ
ネット保証、
災害関係保
証とあわせ
て、無担保
1億6千万円
最大
5億6千万円

無担保
8千万円
最大
2億8千万円

無担保
8千万円
最大
2億8千万円

無担保
8千万円
最大
2億8千万円

(注) 審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。

東日本大震災復興緊急保証の概要②

	利用対象者	要件	内容
特定被災区域 ※1	① 地震・津波等により直接被害を受けた中小企業者。 (原発事故に係る警戒区域等内※2に事業所を有する中小企業者を含む。)	<罹災証明書> (写しも可) 警戒区域等の事業者は商業登記簿/納税証明書等	1.【対象資金】 事業再建資金その他の経営の安定に係る資金
	② 震災の影響により業況が悪化している中小企業者。	<市区町村長の認定> 震災後の3ヶ月※3の売上高等が前年同期比10%▲	2.【保証限度額】 ○普通:2億円 ○無担保:8千万円 ○無担保無保証人:1250万円 } 最大2億8千万円 ※災害関係保証、セーフティネット保証と合わせて、無担保で1億6千万円、最大5億6千万円。(一般保証と別枠。)
特定被災区域以外	③ 特定被災区域内の事業者との取引関係により、業況が悪化している中小企業者。	<市区町村長の認定> 震災後の3ヶ月の売上高等が前年同期比10%▲ +理由書	ア)保証割合は融資額の100% イ)保険てん補率は90%
	④ 震災災害により風評被害による契約の解除等の影響で急激に売上が減少している中小企業者。 (主に宿泊業、旅行業を想定)	<市区町村長の認定> 震災後の3ヶ月の売上高等が前年同期比15%▲ +理由書	3.【保証料率】 0.8%以下 4.【保証人】 代表者保証のみ(第三者保証人については、原則不要)

※1 特定被災区域(政令指定):災害救助法が適用された市町村等(岩手県・宮城県・福島県の全域、青森県・茨城県・栃木県・千葉県・新潟県・長野県の一部の市町村)。

※2 警戒区域等:警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域。

※3 震災後の3ヶ月の売上高等は、3ヶ月の実績集計前の場合、1ヶ月の実績+2ヶ月の見込を含む3ヶ月も可。

※4 被災した地域で市区町村長の認定の取得が困難な場合の対応については、関係の地方自治体と調整中。

詳しくは各保証協会に御相談下さい。

(注)審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。